

テーマ

「外国裁判所の判決」はそのまま承認されるか

研究名称

CISGと国際私法

適用分野

国際私法、国際民事手続法、親族法、相続法

氏名所属

金ムンスク 教授
法学部 法学科



内容

●特徴

国際的な私法生活関係に対してどこの国の法律を適用するかを決定する法が国際私法であり、国際的私法生活上の紛争が生じた場合にその解決が求められ、この際に必要となるのが国際民事手続法である。国際家族法分野において研究を行ってきており、最近「国際物品売買条約に関する国連条約」（CISG）について国際私法との関係を検討している。

●研究内容

外国の裁判所が下した判決は、本来であれば日本において何の効力をもたないはずであり、これを日本で認めなくても国際法上違法とはいえない。しかし当事者に同じ事件について日本でもう一度裁判をするよう要求するのは、新たな裁判に再びエネルギーを必要とするし、裁判所にとっても国際司法共助・国際的協調から妥当でない。ところが外国判決の内容が日本の内国法秩序に照らして許容できないような内容を含んでいる場合には無制限にその判決の効力を内国に及ぼすことは認められるべきではない。そこで外国裁判所の判決の効力は何ら特別の手続を要せず一定の要件を充足する限りそれは承認される（民事訴訟法118条）。外国判決の承認要件を審査

する際には、当該外国判決の内容に立ち入って実質的再審査をしてはいけない。

最近、注目の的になった事例に、「**外国での代理出産問題**」がある。子を分娩した代理母が子の母ではなく、卵子・精子の提供者たる日本人夫婦がその子の父母であるとの外国判決（裁判）について、これは日本の民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容であるため、民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反するものとして日本でその効力は認められなかった（最高裁平成19年2月23日第二小法廷判決）。結局、日本人夫婦と子との間に親子関係の成立は否定され、日本の国籍も付与することができなかった。民法制定時に想定されていなかったこのような問題は、現代の科学技術の進歩により法倫理としての体制構築が求められているといえよう。

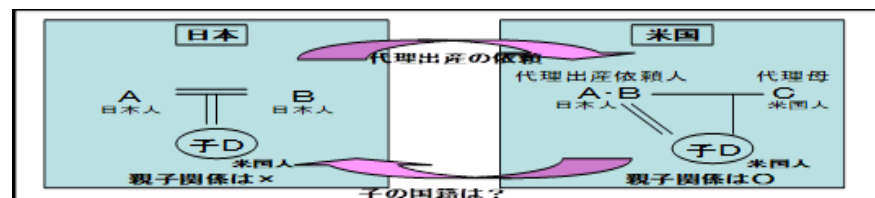


図 代理出産問題事例について（子の国籍は外国？）

キーワード

国際私法、国際民事手続法、親族法、相続法

連携方法

■ 講演 ■ 研修 ■ 研究相談 ■ 学術調査 ■ コメント ■ 共同研究